



産業廃棄物の3R／産廃処分場での適正処理を目指し 技術や製品等の開発に取り組む企業を応援します！

3R技術・製品開発チャレンジ応援事業費補助金

1 制度の概要

県内事業者が、産業廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の促進等に寄与する技術の研究開発・応用・改良及び製品・設備等の開発を実施する場合に、その経費の一部を補助します。

2 対象事業

対象事業	事業内容	技術の研究開発・応用・改良及び製品・設備等の開発		
	事業目的	県内の産業廃棄物の3Rについて大学等と連携し、本事業にて県が指定する産業廃棄物を対象とするもの	①県内の産業廃棄物の3R ②産業廃棄物系バイオマスのエネルギー利用	産業廃棄物最終処分場での適正処理の促進
補助率		3分の2以内	2分の1以内	
補助限度額 〔補助事業期間〕		700万円／年度 〔3年以内〕	750万円／年度〔2年以内〕 又は 500万円／年度〔3年以内〕	

- * 「大学等」の範囲は、大学、短期大学、高等専門学校、公設の研究機関です。
- * 「県が指定する産業廃棄物」は、廃プラスチック（複合素材で構成されているもの又は汚れの付着しているものに限る。）、動植物性残さ、有機汚泥、廃石膏ボード、無機汚泥（製造業に係るものに限る。）、廃太陽光発電設備、廃LED照明、廃リチウムイオン電池です。
- * 「産業廃棄物最終処分場での適正処理の促進」は、不法投棄・不適正処理を原因とする最終処分場の修復を目的としたものは対象外です。
- * 補助金の交付決定は単年度ごとに行われますので、事業実施が複数年度にわたる場合は、毎年度の交付申請が必要です。

3 対象者

県内に事業所を有する事業者（当該事業者が半数以上を占める団体を含む。）の方です。
また、法令遵守を重視し、過去3年間、環境保全に関する法令に基づく処罰や命令その他不利益処分を受けていない事業者の方に限ります。

4 募集期間

平成29年4月12日（水）から6月9日（金）まで

※事業計画を提出される際は、必要書類の確認等を行いますので、事前に連絡の上、環境政策課までお越しください。

5 審査・決定

補助金の交付は、「3R技術・製品開発事業計画」の認定を受けていることが条件となります。補助金の交付を希望される方は、はじめに事業計画の申請をしてください。
申請された事業計画は、①3R効果、②技術性、③市場性、④経営状況の観点から認定の適否を決定します。補助金の交付は、認定された事業計画の中から決定します。ただし、認定された事業計画の全てが補助金の交付を受けられるとは限りませんので、御注意ください。
事業計画と補助金の申請に関する詳細は、Webサイトを御覧ください。



お問い合わせ：宮城県環境生活部環境政策課

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目 8-1

TEL : 022-211-2664 FAX : 022-211-2669

E-mail : kankyoi@pref.miyagi.lg.jp

URL : <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/>

※利用の手引き・様式・要綱は、上記Webサイトで御確認ください。